

## 学童保育編

※勤務中に災害が発生した場合

指導員自身の身を守り、利用者の安全を図ること。

### ○避難が可能な場合

- \* 子どもを避難所に誘導する。(避難が危険なときは無理をしない。)
- \* 避難の際は、二次災害防止のため、避難経路が安全であることを確認・判断する。  
(通常示されている避難経路が安全ではないときは、別のルートを選択する)
- \* 子どもの保護者等に、電話等可能な手段により安否を連絡する。
- \* 子どもの不安に寄り添い、安全を確保し、保護者等の迎えを待つ。
- \* 保護者等が避難所に来られない場合は、必要な対応を行う。
- \* 緊急車両の通行を妨げるなどの混乱を避けるため、避難に車の使用を控える。  
(被災状況や、地域の実情に合わせて選択する。)
- \* 子どもを避難させた後、自身の安否について必要な連絡を行う。

### ○避難が不可能な場合

- \* 災害により落下しそうな物がある、転倒しそうな家具があるなど、危険な状況が確認された場合は、危険を回避するため障害物の除去等を行い、子どもの安全を確保する。  
(困難な場合は無理をしない)
- \* 地域・近隣や関係機関(指定避難所や災害対策本部等)などに子どもが施設にいることを伝え、救助を要請する。
- \* 子どもの不安に寄り添い、安全を確保し、保護者の迎えを待つ。
- \* 指導員は、社協本部(事務局)や運営主体へ報告する。なお、状況に応じて翌日以降安全確認して連絡する
- \* 子どもの安全を確保したうえで、自身の安否について家族等に必要な連絡を行う。

### ■業務対応(運営主体の役割)

- ・身の安全の確保
- ・指導員との連絡(子どもの安否確認)、報告を受けての保護者への説明・対応
- ・被害状況の確認
- ・施設の被害状況の確認
- ・必要な資機材、人員等の手配
- ・社協本部への連絡(報告)
- ・子どもの状況確認、保護者との連絡が不可能な場合はスタッフへ必要な指示をする。
- ・事業継続の判断